

○ 株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示

(平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号)

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>第〇条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第一條及び第十條第一項第二号イの規定の適用については、第一條第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農林水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。次項第一号及び第十條第一項第二号イにおいて同じ。)」と、同條第二項第一号中「銀行並びに」とあるのは「銀行、」と、「掲げる者の」とあるのは「掲げる者並びに特定承継会社」と、第十條第一項第二号イ中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社等(特定承継会社及びその子会社(銀行に限る。))をいう。」とする。</p>	<p>(新設)</p>